平成２６年（フ）第５６号
群馬県藤岡市小林706番地２
債務者　中山　　仁
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７３号
相模原市南区磯部1225番地３　ファミール宮際Ａ―202
債務者　松本　譲二
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８６号
相模原市南区相模台団地７番２―403号
債務者　稲葉佳津子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４６号
愛知県一宮市浅井町尾関字上り戸28番地
債務者　わきだ設備こと　脇田　　稔
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４７号
愛知県一宮市浅井町尾関字上り戸28番地
債務者　脇田　たみ
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０６号
大阪府羽曳野市蔵之内250番地の４
債務者　中村　臣吾
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２８６号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1034号
債務者　谷口小百合
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２号
愛知県碧南市住吉町３丁目46番地５　サニーブローテ　カネサワ101、前住所愛知県碧南市池下町３丁目30番地
債務者　黒野　　勝
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３４号
横浜市神奈川区三ツ沢西町７番37号　ベルシェ三ツ沢302号
債務者　橋床　知佳（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３５号
横浜市磯子区栗木１丁目16番16号　秋山荘102号
債務者　齋藤　正人
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６号
栃木県下野市小金井４丁目17番地４　プランタンＡ103号
債務者　古澤　和司
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０９号
栃木県宇都宮市松が峰２丁目６番３号　ヴィラホーエ―201
債務者　大山恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１９号
栃木県宇都宮市今泉２―７―１　コーポラス今泉34号室、住民票上の住所愛知県名古屋市天白区植田３丁目706番地　アグレアーブル２Ｂ号
債務者　山田　浩道
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３号
愛媛県八幡浜市松柏乙313番地　伊野木マンション402号
債務者　廣瀬　千寿
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前11時40分
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第５号
熊本県球磨郡多良木町大字久米1755番地６
債務者　宮原　本子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第３８号
北海道釧路郡釧路町南陽台７丁目39番地
債務者　平船　広秋
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前９時30分
釧路地方裁判所